

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年10月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000150号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000060号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場及び同社C工場(現在は、A社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月1日から平成6年3月31日まで

ねんきんネットで年金記録を確認したところ、A社の請求期間における標準報酬月額が実際に支給されていた給与額(手取りで30万円から40万円)に比べて低く記録されている。調査の上、本来の報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額は、実際に支給されていた給与支給額(手取りで30万円から40万円)に比べて低く記録されている旨主張しているが、A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、請求者の請求どおりの届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者が請求期間当時に給与振込口座に指定していたとする金融機関(口座番号は不明)は、請求者の氏名及び生年月日で検索したが請求者の口座が確認できないため、取引履歴について提出できない旨回答及び陳述しているほか、請求者は、請求期間当時に居住していた市町村について、D市E区(現在はF区)、G市H区、I市及びJ町(現在はK市)である旨陳述していることから、各市に請求者の請求期間に係る課税資料について照会したところ、いずれの市も保存期間経過等のため、課税資料を提出できない旨回答していることから、請求者の請求期間における標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

さらに、L企業年金基金から提出された請求者に係る経歴一覧及び企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)により、請求者の請求期間における標準給与額の記録は、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間当時は、毎日残業をしており、所属していた部署の残業時間の

多さについては、M労働組合（現在は、M労働組合N本部）及び同O支部に確認すればわかるかもしれないと主張しているところ、M労働組合N本部は、同O支部は既に閉鎖した旨陳述した上で、従業員個人の給与等に関する資料は一切管理しておらず、請求期間当時の時間外労働については、資料（議事録等）をすでに廃棄（保存期間5年ないし7年）しており、不明である旨陳述している。

なお、請求者は、請求期間のうち、特にA社B工場に勤務していた期間（昭和58年4月1日から平成元年4月25日まで）の標準報酬月額が低い旨主張していることから、オンライン記録により請求者と同期入社と推認できる同僚75名（請求者が記憶する同じ部署で働いていた同僚を含む。）の当該期間に係る標準報酬月額の推移について調査したところ、請求者の定時決定及び随時改定時における標準報酬月額は、当該75名の標準報酬月額の中央値に比べて概ね高いことが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000226号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000061号

## 第1 結論

本件訂正請求を却下する。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月1日から平成14年3月31日まで

Aセンターに勤務し、B共済組合に加入していた請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与額と違うので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、本件訂正請求により、Aセンターに勤務し、B共済組合に加入していた期間の標準報酬月額の記録の訂正を求めている。

しかしながら、上述のB共済組合は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づき、地方公務員共済組合として設けられた組合であるところ、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の規定に基づき改正された厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第2条の5第1項第3号において、地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者(以下「第3号厚生年金被保険者」という。)の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第3号厚生年金被保険者であった期間に基づくこの法律による保険給付等に関する事務は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を実施機関とする旨規定されている。

また、厚年法第28条の2第1項において、第1号厚生年金被保険者(前述の第3号厚生年金被保険者、国家公務員共済組合の組合員である第2号厚生年金被保険者及び私立学校教職員共済制度の加入者である第4号厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者)であり、又はあつた者は、厚生年金保険原簿に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができると規定されている。

よって、本件訂正請求は、請求者が請求期間において第1号厚生年金被保険者に該当せず、

厚年法第28条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから不適法な請求であり、却下することが妥当である。